「総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」の撤回と、 公正で民主的な総長選考方法の制度化を求める署名

国立大学法人東北大学

総長吉本高志殿理事各位総長選考会議議長小田滋殿総長選考会議委員各位

私たちは「国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する 規程」に反対し、その制定強行に抗議するとともに、以下の3項目を要求します。

- 1. 総長選考会議および吉本総長は、多くの反対意見を無視して1月24日に制定を強行した「国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」を一旦全面的に撤回し、次期総長を選ぶにあたって現総長の意向が反映されることのない、公正で民主的な総長選考および解任に関する規程案を作成し、国立大学法人法21条を遵守して教育研究評議会において十分に審議した上で再決定すること。
- 2. 国立大学法人法第 1 2 条第 7 項にある「学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない」を実現するためには、理事や教育研究評議会評議員だけではなく、一般教職員の意向をも問うことが是非とも必要である。それゆえ、再度作成される総長選考および解任に関する規程案には、総長選考・解任の過程における、一般教職員による「意向投票」の規定を必ず盛り込むこと。
- 3. 再度作成される規程案の原案作成にあたっては、国立大学の法人化前に行ったように学内ネット等の手段を用いて広くパブリック・コメントを求めた上でこれを原案に反映させ、 学内コンセンサスの形成に努めること。

氏名	所属

『「総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」の撤回と、 公正で民主的な総長選考方法の制度化を求める署名』への ご協力のお願い

東北大学で働くすべての皆さん!

1月24日に開催された本学の役員会懇談会は、学内に存在する多くの反対意見を無視して、昨年12 月13日の東北大学総長選考会議において作成された「国立大学法人東北大学における総長候補者の選考 及び総長解任の申出に関する規程(案)」の、原案のままの制定を強行しました。この規程案は、12月2 1日の教育研究評議会において単に報告されたに過ぎないものであるにも拘らず、それを「議事」として 処理するという脱法的手続きによって強引に教育研究評議会を通過した形を装わせているものであり、極 めて重大な手続き上の問題を残したままで制定されたものです。しかも、1月25日付けの「朝日新聞」 では、12月21日の教育研究評議会で多くの反対意見が出されて同意が得られなかったことについて、 大学側は「選考方法を決めるのは、あくまで選考会議」と言い、しかも、「吉本総長の決裁」でこの規程の 導入を決めたと報道されています。しかし国立大学法人法第12条は、最終的には学長選考会議が学長を 選考すること、学長選考会議が「議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項」を定めることだけを 求めており、総長選考方法とその決定方法は各大学にまかされているのです。その一方、法人法第21条は、 教育研究評議会を「国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関」と規定しており、ここでの審 議を無視することは違法の可能性すらあります。同条第3項には教育研究評議会が審議する事項として「学 則(国立大学法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関 する事項」が挙げられていますが、法人化後の国立大学においては「学長の教育研究に関するリーダーシ ップ」が一層喧伝されていることを考え合わせれば、総長候補者の選考や総長解任の方法がこれに該当し ないはずはないからです。

また、この「規程」による総長選考方法の内容は、経営協議会および教育研究評議会から各5人以内で推薦された総長候補者および本学の専任の教授・助教授30名以上の連名で推薦された者(第5条)について、総長選考会議が「前条に基づき推薦された総長候補者を基礎として、最終の総長候補者1人を決定する」(第6条)というもので、一般教職員による「投票」が一切規定されていないのみならず、また、総長選考会議には、いかなる経緯で最終候補者を1人に絞り込んだかを公表する義務すら全く課されていません。これは「総長の選考は密室で行う」と宣言するに等しい行為です。

しかも、国立大学法人法20条・21条の定めにより総長と一部理事は教育研究評議会と経営協議会の 双方において構成員となることができ、しかも、同12条の規定により、総長選考会議が決定さえすれば、 総長選考会議自体の委員になることすら可能なのです。さらに、同13条によって、そもそも理事はすべ て総長が任命することが定められています。これは、次期の総長を選考するに当たって現総長の意向が幾 重にも働くことを十二分に可能にする、極めて不公正な制度であると言わざるを得ません。

このように、「規程」による総長選考方法は、構成員にも社会にも開かれていない、独裁的・反民主的なものであり、法人経営に求められる説明責任に真っ向から反するものです。東北大学でこのような規程が制定される一方で、多くの他大学では、同じ国立大学法人法に基づきながら一般教職員の「意向投票」を盛り込んだ規程を制定しているのです。

私たちは、総長、理事、総長選考会議議長、同委員に対して、この「国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」を撤回し、あらためて公正で民主的な総長選考方法を制度化するよう要求します。署名へのご協力を宜しくお願いいたします。

2005年2月

国立大学法人東北大学職員組合

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1 内線 片平 5029、3349 直通 TEL 022-227-8888 FAX 022-227-0671 touhokudai-syokuso@ma5. seikyou. ne. jp http://ha5. seikyou. ne. jp/home/touhokudai-syokuso/